

株 主 各 位

富 山 県 高 岡 市 早 川 70 番 地
三 協 ・ 立 山 ホールディングス株式会社
代 表 取 締 役 会 長 川 村 人 志

第 6 回 定 時 株 主 総 会 招 集 ご 通 知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第6回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、当社に平成21年8月27日（木曜日）午後5時20分までに到着するようにご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成21年8月28日（金曜日）午前10時
2. 場 所 富山県高岡市早川70番地
三協立山アルミ株式会社 本社 記念会館
3. 目 的 事 項
報 告 事 項 第6期（平成20年6月1日から平成21年5月31日まで）事業報告、連結計算書類および計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決 議 事 項

- | | |
|-------|-------------|
| 第1号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第2号議案 | 取締役7名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査役1名選任の件 |
| 第4号議案 | 補欠監査役1名選任の件 |

以 上

-
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - 事業報告、連結計算書類、計算書類および株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.sthdg.co.jp/>）に掲載させていただきます。

事業報告

(平成20年6月1日から平成21年5月31日まで)

I. 企業集団の現況に関する事項

1. 企業集団の事業の経過および成果

(1) 企業集団の事業の状況

当連結会計年度のわが国経済は、世界経済が一段と減速する中で、サブプライムローン問題に端を発した世界的な金融不安により信用収縮が拡大し、さらに昨年秋口以降は、企業収益の低迷、雇用情勢の悪化、個人消費の冷え込みなど世界経済の同時減速が鮮明となり、国内景気は急激に後退に転じました。

建材業界におきましては、一昨年6月からの改正建築基準法の影響により、新設住宅着工戸数は低水準のまま推移しました。加えて世界的金融危機による経営環境の急激な悪化により、公共投資や設備投資の減少基調に歯止めがかからず、極めて厳しい状況が続きました。

このような経営環境の中で、当社グループは顧客ニーズに対応した商品開発と徹底したコストダウンに注力するとともに、環境・安全・省エネへの対応など、社会的要請と住宅ストック社会への転換を意識した商品開発に取り組んでまいりました。また一方では収益改善施策として、人材の有効活用を目的とした人的資源の再配置やあらゆる費用について削減してまいりました。

さらに、足元での急激な需要減や将来の市場環境に適合した事業体制への転換を図るため、当社グループの主要事業会社である三協立山アルミ株式会社と三協マテリアル株式会社において早期退職の募集および役員報酬カット・給与カットを実施しております。

建材事業におきましては、開発・技術・生産・営業部門が一体となり、お客様へのサービス向上とスピード感ある事業展開に注力してまいりました。ビル建材事業では、低層および改装建築需要への拡販を推進するとともに、業務効率化によるトータルコストの低減に取り組んでまいりました。住宅建材事業では、自社販売網の強化、代理店との連携強化を図るとともに、新しい生活シーンを提案

する空間エクステリア分野を中心として、差別化商品・高付加価値商品の市場浸透に努めました。生産・購買面では、生産革新活動（STPS）の展開により、生産から物流・販売まで一体となった生産性向上・コスト削減を進めてまいりました。

なお、今年1月8日に公表いたしました、三協立山アルミ株式会社では防火樹脂サッシにおいて防火設備個別認定の不適切な取得および防火認定仕様と異なる仕様の製品を販売したことが明らかになりました。現在、再発防止に万全を期するとともに全社を挙げて信頼回復に努めております。一方、今回ご迷惑をおかけいたしましたお客様への是正工事に関しましても誠心誠意努めてまいります。

商業施設事業では、「人間に快適な商業空間」をキーワードとした商品開発を行うことによる新規開拓および事業領域の拡大を行い、販売価格の適正化に努めてまいりました。

マテリアル事業では、高難度・精密加工・鋳造・マグネシウムなど付加価値の高い領域での施策展開と大型型材の受注に注力するとともに、産業機械分野や輸送機材分野への拡販に取り組んでまいりました。

しかしながら、当社グループを取り巻く経済状況が当初の想定を超えて悪化したことや需要減に対する対応の遅れもあり、売上、利益ともに当初計画を大きく下回る結果となりました。

以上、当連結会計年度の売上高は、経済状況悪化による市場縮小と競争激化の影響などにより2,777億67百万円（前連結会計年度比17.2%減）となりました。営業損益につきましては、販売価格の下落、販売量の減少とそれに伴う操業低下による原価率アップなどの影響により76億42百万円の損失（前連結会計年度営業利益19億38百万円）を計上し、経常損益においても、93億32百万円の損失（前連結会計年度経常利益4億4百万円）となりました。当期純損益は、経常損失に加えて早期退職の募集に伴う特別退職金、アルミ地金長期購入契約の解約損、防火樹脂サッシ問題に係わる是正工事費用などを特別損失として計上したことにより192億46百万円の損失（前連結会計年度当期純損失26億23百万円）となりました。

なお、当期末の配当につきましては、以上のような状況から、見送ることとさせていただきたいと存じます。株主の皆様方のご期待にお応えすることができず、誠に遺憾に存じますが、何卒、かかる実情をご賢察いただき、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

事業部門の概況は次のとおりです。

【ビル建材事業】

ビル建材事業では、基幹サッシ「MTG-70」シリーズ、マンション用サッシ「MTG-90」シリーズ、高性能省エネサッシシステム「ARM-S（アームス）」の積極的な拡販を推進してまいりました。また、流通網とタイアップし次世代フロント「instax（インスタックス）」を、店舗・事務所など中低層ゾーンへの拡販を図るとともに、マンションなど集合住宅向けにトータルな提案営業の推進を図ってまいりました。

加えて、自然換気システム「NAV-Window-21」などの環境配慮商品の拡販に努めるとともに、省エネ対応に向けた学校改修などの提案営業と手すりも含めた改装トータルの提案営業を積極的展開し、事業領域の拡大に努めてまいりました。

しかしながら、需要の大幅な落ち込みとそれに伴う競争激化による販売価格の低下や施策の浸透不足もあり売上高は815億86百万円（前連結会計年度比20.5%減）となり、営業損失は16億55百万円（前連結会計年度営業利益20億40百万円）となりました。

【住宅建材事業】

住宅建材部門では、主力玄関ドア「ラフォース」シリーズに業界初のドア上部をアール形状とした「ナチュラルアール」をラインナップに加え、玄関ドアの拡販を図るとともに、基幹サッシ「マディオ」シリーズ、アルミインテリア「アミス」の拡販を進めてまいりました。また、安全に配慮したブレーキ機構「セーフキーパー」（グッドデザイン賞受賞）を装備したサッシ・引戸、加えて室内ドア・引戸「ウッデリアiS+ 採風タイプ」など、機能や使い勝手に配慮した高付加価値商品を市場投入し、提案営業を展開してまいりました。

一方、自社販売網強化のために代理店との連携強化および地域有力ビルダーへの販売体制強化を進めシェア向上に努めるとともに、リフォーム支援事業「一新助家」の強化に取り組んでまいりました。

エクステリア建材部門では、主力代理店への営業フォローの強化と戸建エクステリア分野における多様な住まいの空間を創造する「M.シェード」や「M.フレイジ」、カーポートでは「カムフィNex」「マイリッシュ」の拡販を進めました。パブリックエクステリア分野では、通路シェルターや大型引戸門扉など他社との差別化商品を重点的に強化し、事業領域の拡大に努めてまいりました。

しかしながら、住宅着工戸数の減少に伴う競争激化と施策の進捗に遅れが出たことにより売上高は1,368億28百万円（前連結会計年度比8.9%減）となり、営業損失は43億16百万円（前連結会計年度営業損失11億34百万円）となりました。

【商業施設事業】

商業施設部門では、総合スーパー、家電量販店、ホームセンターへの受注拡大に努めるとともに、店舗什器業界初となる省電力で長寿命のLED（発光ダイオード）棚下照明、薬事法改正で求められるドラッグストアなどの売場作りをサポートする什器、ローコスト志向の新型ブック什器などの拡販を進めてまいりました。また、鋼材などの原料価格高騰に対し、中国調達などによるコスト削減の徹底と適正価格販売を行い、収益の改善に取り組んでまいりました。

サイン部門では、ブランド統一や社名変更に伴う大型特需物件や新規物件、改装物件の看板の受注獲得に向け直販営業を推進するとともに、CO₂削減策としての看板照明機器のLED化に伴う商品や導光板商品などの新商品開発に取り組んでまいりました。また、広域の施工物件の増加に対応し施工管理体制の確立に努め、競合他社との差別化を図ってまいりました。

以上の結果、売上高は251億29百万円（前連結会計年度比20.2%減）となり、営業利益は4億44百万円（前連結会計年度比68.3%減）の収益を確保することができました。

【マテリアルその他事業】

マテリアル部門では、アルミ押出成型加工技術を活用し、産業機械（FAフレーム、搬送用レールなど）、輸送機器（自動車部品、鉄道車両用部品など）、電気機器（ソーラーパネル枠、放熱用ヒートシンクなど）の分野を強化し、商品の拡販や新規受注の獲得に向け重点的に提案営業を推進してまいりました。また、自社ブランド商品（オフセットヒートシンクなど）の機能向上と商品体系の充実も図ってまいりました。大型形材も含めた押出成型から最終加工・組立までの一貫生産メーカーとしての強みを活かした差別化・高付加価値商品の展開に注力してまいりました。

マグネシウムにつきましては、昨年10月よりマグネシウム合金鋳造設備をグループ会社の富山合金株式会社に導入し、生産を開始いたしました。また、用途開発の面でもノートパソコンの筐体やビデオカメラレンズの鏡筒に採用されるなど、本格事業展開に向け着実に実績を伸ばしております。

しかしながら、景気後退に伴うアルミ押出形材需要が大幅に減少、アルミ地金価格の急落に伴う販売単価の大幅下落により売上高は342億21百万円（前連結会計年度比33.1%減）となり、営業損失は7億40百万円（前連結会計年度営業利益16億43百万円）となりました。

《事業部門別売上高と営業利益の推移》

○売上高

事業部門	第 5 期 (平成19年6月～平成20年5月)		第 6 期 (平成20年6月～平成21年5月)		前連結会計年度比 増減	
		構成比		構成比		増減率
	百万円	%	百万円	%	百万円	%
ビル建材事業	102,646	30.6	81,586	29.4	△21,060	△20.5
住宅建材事業	150,138	44.8	136,828	49.3	△13,309	△8.9
商業施設事業	31,499	9.4	25,129	9.0	△6,370	△20.2
マテリアルその他事業	51,155	15.2	34,221	12.3	△16,933	△33.1
合 計	335,439	100.0	277,767	100.0	△57,672	△17.2

(注) △は前連結会計年度比減少を示しております。

○営業利益

事業部門	第 5 期 (平成19年6月～平成20年5月)		第 6 期 (平成20年6月～平成21年5月)		前連結会計年度比 増減	
		構成比		構成比		増減率
	百万円	%	百万円	%	百万円	%
ビル建材事業	2,040	105.3	△1,655	21.6	△3,695	—
住宅建材事業	△1,134	△58.5	△4,316	56.5	△3,182	—
商業施設事業	1,403	72.4	444	△5.8	△958	△68.3
マテリアルその他事業	1,643	84.8	△740	9.7	△2,384	—
配賦不能営業費用	△2,014	△104.0	△1,374	18.0	640	—
合 計	1,938	100.0	△7,642	100.0	△9,580	—

(注) △は営業損失および前連結会計年度比減少を示しております。

(2) 企業集団の設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資総額は41億51百万円であります。

その主なものは生産ラインの再構築や生産設備の合理化、経常投資としての金型投資であります。

(3) 企業集団の資金調達の状況

当連結会計年度中に、グループの所要資金として、金融機関から長期借入により221億28百万円を調達しました。

その他増資による資金調達はありませんが、連結子会社である三協化成株式会社において2億円の社債発行による資金調達がありました。

2. 企業集団の財産および損益の状況

区 分	第 3 期 (平成17年6月～ 平成18年5月)	第 4 期 (平成18年6月～ 平成19年5月)	第 5 期 (平成19年6月～ 平成20年5月)	第 6 期 (当連結会計年度) (平成20年6月～ 平成21年5月)
売 上 高 (百万円)	340,615	358,478	335,439	277,767
営 業 利 益 (百万円)	3,288	3,362	1,938	△7,642
経 常 利 益 (百万円)	2,236	2,019	404	△9,332
当 期 純 利 益 (百万円)	1,509	316	△2,623	△19,246
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	4 円96銭	1 円04銭	△ 8 円64銭	△63円49銭
純 資 産 (百万円)	73,771	72,765	66,398	44,495
総 資 産 (百万円)	301,661	293,819	265,370	227,589

(注) △は損失を示しております。

3. 企業集団が対処すべき課題

世界的な景気後退の中、国内経済は急速な悪化後、未だ低調に推移しており、足元では一部、在庫一巡による鉱工業生産の持ち直しや政府の経済対策などの効果が今後期待されるものの、景気の回復には、世界経済の復調も含めてなお時間を要するものと見込まれます。建設業界においては、失業率の上昇などによる消費マインドの冷え込みもあり、新設住宅着工戸数は引き続き低水準で推移することが見込まれます。また、中長期的にも、景気の悪化などにより公共投資や設備投資は減少傾向にあることから、引き続き厳しい経営環境が続くことが見込まれます。

このような状況下、当社グループといたしましては、以下の主要課題に対して重点的に取り組んでまいります。

① グループ構造改革の推進による黒字化達成

各種改善施策に加えグループを横断した構造改革を進めていきます。工場のうち5工場の集約や再編を行い、人員の削減や設備の効率的配置、さらには物流の合理化などを行い確実に収益が出せる体制にむけ経営基盤の強化を図ってまいります。

② 建材事業の収益改善

建材事業においては収益改善を至上命題とし、生産革新活動(STPS)を推進し生産性向上・コスト削減に引き続き取り組んでまいります。

また、今後需要拡大が想定される改装・省エネ分野への取り組みを強化するため、ビル建材事業では、新たにS T E R事業部を新設いたしました。環境(ECO)をキーワードとした提案営業強化と潜在需要の掘り起こしを図ってまいります。また、住宅建材事業では、自然との共生をコンセプトとした環境配慮型商品の提案強化、リフォーム事業の強化を行ってまいります。

③ 非建材事業の強化推進

商業施設事業では、国内消費の冷え込みからくる小売業界の出店戦略の転換に合わせ、郊外型大型店舗から都市型小型店舗への業態のシフトや海外取引先との体制整備など、需要の変化にあわせた商

品提案・事業領域の拡大を行ってまいります。マテリアル事業につきましては、今後需要が見込まれる環境・省エネ分野の中で成長を目指してまいります。

当社グループといたしまして今後とも非建材事業の伸張を図り、建築業界の景気動向に左右されることのない事業体質への構造変革を進めてまいります。

④ 顧客満足強化・高付加価値商品の市場投入

建材事業では、今年6月より事業部門と開発部門の組織一体化を行い、販売市場と商品開発との連携強化に努めます。商業施設事業では、ローコスト商品や個別業界ごとの特性に対応した商品の充実を図ります。マテリアル事業では、電機・自動車分野だけでなく、LCD（液晶ディスプレイ）・LED（発光ダイオード）用設備や太陽光発電分野など成長が顕在化している市場にむけ高付加価値商品の開発に注力いたします。

⑤ 信頼の回復と品質保証体制の強化

当社グループでは、CSR行動規範を基本方針として、お客様の安全性を第一優先に考え、より安全な商品・サービスの提供を今後も心がけてまいります。防火樹脂サッシ問題では、再発防止策として防火設備商品監査部を新設し、開発プロセス・チェック体制の見直しと強化、関係法規・公的認定商品の申請ルールなどの再教育、全役職員へのコンプライアンスの徹底を行い信頼の回復に努めているところでございます。

当社は、今後もグループ一丸となった事業活動を展開することにより、グループ企業価値向上にむけた施策を順次展開してまいります。

株主の皆様方におかれましては、今後ともより一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

II. 企業集団の概況に関する事項（平成21年5月31日現在）

1. 企業集団の主要な事業内容

部 門	主 要 製 品
ビル建材事業	ビル用建材（ビル用サッシ、ドア、カーテンウォール、中低層用サッシ、自然換気システム、フロントサッシ、改装材、手すり、内外装建材等）
住宅建材事業	住宅用建材（住宅用サッシ、玄関ドア・引戸、窓まわり商品、インテリア建材等） エクステリア建材（門柱、門扉、フェンス、カーポート、バルコニー、テラス、通路シェルター等）
商業施設事業	店舗用什器・その他（汎用陳列什器、業種業態専用什器、カウンター、店舗内装工事等） 看板（規格看板、特定顧客向け看板、取付施工業務等）
マテリアル その他事業	形材（輸送関連機器用、電気・電子関連機器用、産業機械関連用、工場設備用）、トラック架装材、アルミビレット、プラスチックメッキ製品、その他

2. 企業集団の主要な営業所および工場

名 称		所 在 地
当 社	本 社	富山県高岡市
三 協 立 山 ア ル ミ 株 式 会 社	本 社	富山県高岡市、東京都中野区
	支 店	東京、大阪、愛知をはじめとする21都道府県に所在
	工 場	佐加野工場（富山県高岡市）、福岡工場（同）、新湊工場（富山県射水市）、射水工場（同）、福光工場（富山県南砺市）、福野工場（同）、氷見工場（富山県氷見市）
三 協 マ テ リ ア ル 株 式 会 社	本 社	東京都渋谷区、富山県高岡市
	支 店	東京をはじめとする4都府県に所在
	工 場	高岡工場（富山県高岡市）、高岡西工場（同）、新湊東工場（富山県射水市）、石川工場（石川県羽咋郡宝達志水町）
タ テ ヤ マ ア ド バ ン ス 株 式 会 社	本 社	東京都中央区
	支 店	東京、大阪、愛知をはじめとする9都道府県に所在
	工 場	横浜工場（神奈川県横浜市）
富 山 合 金 株 式 会 社	本 社	富山県射水市
三 精 工 業 株 式 会 社	本 社	富山県射水市
S T 物 流 サ ー ビ ス 株 式 会 社	本 社	富山県小矢部市
協 立 ア ル ミ 株 式 会 社	本 社	富山県南砺市
三 協 化 成 株 式 会 社	本 社	富山県高岡市
サ ン ク リ エ イ ト 株 式 会 社	本 社	富山県南砺市

3. 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比
10,099名	282名減

- (注) 1. 従業員数は連結子会社の就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）です。
2. 前連結会計年度末比282名減の内訳は、主として中途および定年退職等の自然減によるものであります。
3. 当連結会計年度末後に、以下の大きな増減があります。
 平成21年6月1日 出向者の戻りにより74名増加
 平成21年6月30日 早期退職者671名
 （三協立山アルミ(株)565名 三協マテリアル(株)106名）

4. 企業集団の主要な借入先

借入先	借入金残高
住友信託銀行株式会社	16,784 <small>百万円</small>
株式会社北陸銀行	15,681
株式会社日本政策投資銀行	7,236
株式会社富山第一銀行	6,673
農林中央金庫	6,668
株式会社北國銀行	6,394
株式会社みずほコーポレート銀行	6,180

5. 重要な親会社および子会社の状況

(1) 重要な親会社の状況

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主要な事業内容
三協立山アルミ株式会社	28,399 百万円	100%	ビル用建材、住宅用建材、エクステリア建材の開発・製造・販売 アルミニウムおよびその他金属の圧延加工品の製造・販売
三協マテリアル株式会社	450	100	アルミニウムおよびマグネシウムの押出・加工ならびにその販売
タテヤマアドバンス株式会社	490	100	店舗用汎用陳列什器の販売、規格看板その他看板の製造・販売、プラスチックメッキ製品の製造・販売
富山合金株式会社	1,000	100	アルミニウム合金素材・マグネシウム合金素材等の製造
三精工業株式会社	490	100	店舗用什器と看板の製造
ST物流サービス株式会社	300	100	サッシその他アルミ商品の貨物利用運送事業および物流作業請負
協立アルミ株式会社	100	100	インテリア建材およびその他の住宅用建材の製造
三協化成株式会社	100	100	樹脂建材および建材用部品の製造
サンクリエイト株式会社	100	100	アルミ鋳物製品の製造

(注) 議決権比率は、子会社が保有する議決権との合計です。

Ⅲ. 会社役員に関する事項

1. 取締役および監査役の氏名等（平成21年5月31日現在）

地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
代表取締役 会長	川村人志		三協立山アルミ(株) 代表取締役社長 社長執行役員 三協マテリアル(株)取締役 (株)チューリップテレビ 代表取締役
代表取締役 社長	要明英雄		三協立山アルミ(株) 代表取締役会長 タテヤマアドバンス(株) 取締役
専務取締役	駒方米弘	経営企画統括室長	三協マテリアル(株)取締役
常務取締役	伊東建	財務経理統括室長 兼 情報システム統括室長	
取締役	島勲		三協立山アルミ(株) 代表取締役副社長 副社長執行役員
取締役	藤木正和		三協マテリアル(株) 代表取締役社長 社長執行役員
常勤監査役	立浪重建		三協立山アルミ(株)監査役
常勤監査役	竹脇文夫		
監査役	清澤繁樹		税理士 (清澤繁樹税理士事務所長)
監査役	山本毅		弁護士 (山本毅法律事務所長)

(注) 1. 監査役のうち清澤繁樹氏および山本毅氏は、社外監査役です。

2. 当事業年度中の取締役および監査役の異動は、次のとおりであります。

① 就任

平成20年8月28日開催の第5回定時株主総会において、伊東建氏は新たに取締役に選任され、また、竹脇文夫氏は新たに監査役に選任され、それぞれ就任しました。

② 退任

平成20年8月28日開催の第5回定時株主総会終結の時をもって、取締役副社長長ヶ部徳氏、常務取締役小山智克氏、常務取締役藤田衛治氏および常勤監査役中川守男氏は退任しました。

③ 異動

氏名	地位		異動年月日
	変更後	変更前	
伊東 建	常務取締役	取締役	平成20年8月28日
駒方米弘	専務取締役	常務取締役	平成20年12月1日

3. 当事業年度末日後に生じた取締役の重要な兼職の状況の異動は、次のとおりであります。

氏名	重要な兼職の状況		異動年月日
	変更後	変更前	
川村人志	三協立山アルミ(株) 取締役会長 三協マテリアル(株) 取締役 (株)チューリップテレビ 代表取締役	三協立山アルミ(株) 代表取締役社長 社長執行役員 三協マテリアル(株) 取締役 (株)チューリップテレビ 代表取締役	平成21年6月1日
要明英雄	三協立山アルミ(株) 取締役相談役 タテヤマアドバンス(株) 取締役	三協立山アルミ(株) 代表取締役会長 タテヤマアドバンス(株) 取締役	平成21年6月1日
藤木正和	三協立山アルミ(株) 代表取締役社長 社長執行役員	三協マテリアル(株) 代表取締役社長 社長執行役員	平成21年6月1日

4. 監査役立浪重建氏は、三協アルミニウム工業株式会社（現、三協立山アルミ株式会社）の経理部長などとして長年経理業務に従事していた経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。監査役清澤繁樹氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 平成21年6月1日現在の執行役員は次のとおりであります。

地位	氏名	担当
執行役員	円佛公衛	総務人事統括室長
執行役員	大原達夫	財務経理統括室副統括室長 兼 経理部長

2. 取締役および監査役に対する報酬等

区 分	人 数	報酬等の額
取 締 役	9 名	90 百万円
監 査 役 (うち社外監査役)	5 (2)	34 (9)
合 計	14	124

- (注) 1. 現在、役員報酬限度額は、取締役分が月額2,500万円以内、監査役分が月額600万円以内です。
2. 使用人兼務取締役はおりません。
3. 当社は平成18年8月30日開催の第3回定時株主総会終結の時をもって取締役および監査役の退職慰労金制度を廃止し、第3回定時株主総会終結後引き続き在任する取締役および監査役に対しては、制度廃止までの在任期間に対応するものとして退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議しました。
- これに基づき、上記のほか、当事業年度中に退任した取締役1名に対し22百万円、監査役1名に対し6百万円の退職慰労金を支給しております。

3. 社外役員に関する事項

(1) 他の法人等の業務執行取締役の兼任状況

該当事項はありません。

(2) 他の法人等の社外役員の兼任状況

該当事項はありません。

(3) 会社または会社の特定関係事業者の業務執行者との親族関係

該当事項はありません。

(4) 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
監査役	清澤繁樹	当事業年度中に開催された取締役会17回のうち16回、監査役会11回全てに出席し、主に税理士としての専門的見地から適宜発言しています。
監査役	山本毅	当事業年度中に開催された取締役会17回のうち12回、監査役会11回のうち9回に出席し、主に弁護士としての専門的見地から適宜発言しています。

(注) 取締役会の開催回数には書面決議を含んでおりません。

(5) 不祥事等に関する対応の概要

本事業報告記載の防火樹脂サッシ問題に関して、その再発防止策について意見やアドバイスを述べております。

(6) 責任限定契約の内容の概要

当社と監査役清澤繁樹氏および監査役山本毅氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しています。なお当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低限度額です。

IV. 会計監査人に関する事項

1. 会計監査人の名称

あずさ監査法人

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当社が会計監査人に支払うべき報酬等の額	65百万円
当社および当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	128百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、合計額を記載しています。

3. 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に財務デューデリジェンス調査業務を委託しております。

4. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由のいずれかに該当すると認められる場合は監査役全員の合意に基づき会計監査人を解任します。

取締役会は、会計監査人の適正な職務の執行が困難である場合、その他必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得て、または監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会に提案します。

5. 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人であるあずさ監査法人は、会社法第427条第1項の契約を締結しておりません。

V. 株式および新株予約権等に関する事項（平成21年5月31日現在）

1. 株式数

発行可能株式総数	496,000,000株
発行済株式の総数	324,596,314株
	（うち自己株式数 19,395,767株）

2. 株主数 29,561名

3. 大株主

株 主 名	持 株 数	出 資 比 率
	千株	%
住 友 化 学 株 式 会 社	18,572	6.09
三 協 ・ 立 山 社 員 持 株 会	13,910	4.56
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口4G）	11,583	3.80
三 協 立 山 持 株 会	10,200	3.34
住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	9,717	3.18
竹 平 和 男	9,148	3.00
株 式 会 社 北 陸 銀 行	8,889	2.91
S T 持 株 会	8,778	2.88
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	6,263	2.05
住 友 軽 金 属 工 業 株 式 会 社	6,208	2.03

（注） 当社は、自己株式19,395,767株を保有しており、出資比率の算定においては自己株式を除いて算出しております。

4. 新株予約権等の状況

(1) 当社役員が保有する新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に使用人等に交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権の状況

平成21年5月29日付をもって、第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の満期償還に伴い、当該社債に付された新株予約権（新株予約権の数5,999個）は消滅いたしました。

VI. 業務の適正を確保するための体制

当社が取締役会において決議した会社法に定める「取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」に関する基本方針の概要は、次のとおりです。

当社は、本基本方針に基づく内部統制システムの整備状況を定期的に確認し、必要な改善措置を講じるほか、本基本方針についても、経営環境の変化等に対応して見直しを行い、実効性のある内部統制システムの整備に努めてまいります。

1. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当グループは、経営理念に基づき、株主、お客様およびその他ステークホルダー、そして社会からの信頼を築き共に発展していくことを経営の基本方針としており、法令および定款はもとより社会規範を遵守し高い倫理観を持って責任ある行動をすることを経営の重要課題と位置付けています。

当社は「コンプライアンス推進基本方針」、「コンプライアンス規程」および「コンプライアンス行動基準」を定めております。取締役は、率先してその規範を示すとともにグループの役職員全員への浸透を図るとともに、内部統制システムの構築および問題点の把握に努めます。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る議事録や社内稟議書などの重要文書は、文書管理規程その他社内規程に基づき適切に保存し、常時閲覧可能な状態で管理します。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当グループの業務執行に係るリスクの把握と評価を行い適切な管理体制を整えます。また重大なリスクが想定される事項は取締役会等で十分審議し方針を定めます。日常業務上のリスクについては、それぞれの管理部門にて規程の策定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行いその予防に努めます。不測のリスクについては、危機管理規程およびその運用マニュアルに基づき、危機管理体制を整備します。

4. **取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**
当社および主要子会社に執行役員制を導入し、業務執行責任の明確化と意思決定の迅速化を図っています。取締役会は原則月1回定時に開催し、重要な意思決定に際しては効率的且つ十分な議論を行うための体制を整備します。また、業務執行の手続き等については社内規程に定めます。当グループ全体の経営計画・利益計画に基づき活動するとともに定期的に業績管理を行います。

5. **使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制**

取締役会長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、当グループのコンプライアンス体制の構築・維持・向上を推進するとともに、その推進組織を設置し、体制の整備および維持を図ります。当グループの法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合の報告体制として、コンプライアンス委員会事務局を窓口とする直接通報体制を整備します。

取締役社長に直属する内部監査部門として内部監査室を置き、内部監査規程に基づき内部監査を行います。

6. **当該株式会社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

グループ全体に適用する行動指針として、「グループ行動指針」を定めています。グループ各社が整備すべき内部統制システムに関する基準を整備し、グループ各社が適切な内部管理システムを構築するよう必要且つ適切な指導を行います。当グループ会社間の取引は、法令その他コンプライアンス上適切に行います。

当社および主要子会社の内部監査部門は定期的に会合を持ち、監査方針・監査情報の共有化を図ります。

7. **監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、およびその使用人の取締役会からの独立性に関する事項**

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には監査役付を置きます。監査役付は、監査役の指揮命令で職務を行い業務執行にかかる役職を兼務しません。また、その人事異動、評価等は監査役会の同意を得て行います。

8. 取締役および使用人が監査役会または監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、および監査役会または監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役および使用人は、経営に関する重要事項について監査役に報告するとともに、監査役の要請に応じて必要な報告を行います。また、代表取締役は監査役と定期的に会合を持ち、内部監査部門は内部監査結果を代表取締役および監査役に報告します。

VII. 会社の支配に関する基本方針

当社は、株主の皆様が長期にわたり株式を持ち続けていただくことが重要と考え、業績の向上により企業価値を高めていくことに努めており、現時点では買収防衛策について特に定めておりません。

(注) 本事業報告中に記載の金額および株式数については、それぞれ表示単位未満は切捨て、比率は四捨五入により表示しております。

連結貸借対照表

(平成21年5月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	106,477	流動負債	134,813
現金及び預金	17,273	支払手形及び買掛金	43,386
受取手形及び売掛金	56,509	短期借入金	39,018
商品及び製品	11,844	一年内に返済予定の長期借入金	18,611
仕掛品	16,223	リース債務	91
原材料及び貯蔵品	2,919	ファクタリング未払金	10,675
繰延税金資産	281	未払法人税等	393
その他	3,918	繰延税金負債	82
貸倒引当金	△2,493	その他	22,553
固定資産	121,111	固定負債	48,280
有形固定資産	104,619	社 債	200
建物及び構築物	34,230	長期借入金	33,414
機械装置及び運搬具	13,127	リース債務	336
土地	54,811	退職給付引当金	4,115
リース資産	139	役員退職慰労引当金	244
建設仮勘定	6	繰延税金負債	1,891
その他	2,303	土地再評価に係る繰延税金負債	6,762
無形固定資産	1,372	負ののれん	206
リース資産	252	その他	1,107
その他	1,119	負債合計	183,094
投資その他の資産	15,120	(純資産の部)	
投資有価証券	11,223	株主資本	43,790
長期貸付金	371	資 本 金	15,000
繰延税金資産	229	資本剰余金	37,516
その他	6,272	利益剰余金	△2,648
貸倒引当金	△2,976	自己株式	△6,077
		評価・換算差額等	△104
		その他有価証券評価差額金	△768
		繰延ヘッジ損益	△124
		土地再評価差額金	698
		為替換算調整勘定	91
		少数株主持分	809
		純資産合計	44,495
資産合計	227,589	負債及び純資産合計	227,589

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成20年6月1日から平成21年5月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
平成20年5月31日残高	15,000	37,544	17,201	△6,083	63,661
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△458		△458
当期純損失			△19,246		△19,246
自己株式の取得				△39	△39
自己株式の処分		△27		45	17
土地再評価差額金取崩額			△144		△144
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	△27	△19,849	6	△19,871
平成21年5月31日残高	15,000	37,516	△2,648	△6,077	43,790

	評 価 ・ 換 算 差 額 等					少 数 株 主 持 分	純 資 産 計 合
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	土 地 再 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
平成20年5月31日残高	1,518	94	553	86	2,253	483	66,398
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△458
当期純損失							△19,246
自己株式の取得							△39
自己株式の処分							17
土地再評価差額金取崩額							△144
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)	△2,287	△219	144	4	△2,357	325	△2,032
連結会計年度中の変動額合計	△2,287	△219	144	4	△2,357	325	△21,903
平成21年5月31日残高	△768	△124	698	91	△104	809	44,495

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社は48社であります。

主要な連結子会社は、三協立山アルミ株式会社、三協マテリアル株式会社、協立アルミ株式会社、富山合金株式会社、三協化成株式会社、三精工業株式会社、タテヤマアドバンス株式会社、S T物流サービス株式会社、サンクリエイト株式会社であります。

なお、平成20年6月1日付で三協立山アルミ株式会社とS Tプロダクツ株式会社は、三協立山アルミ株式会社を存続会社として合併いたしました。

また、東部九州立山株式会社は福岡三協サッシ株式会社の事業を譲受するとともに、九州三協テクノ株式会社に変更いたしました。

従来、持分法適用非連結子会社であったアルケン工業株式会社は、重要性が増したため、当連結会計年度より連結子会社となりました。

福岡三協サッシ株式会社、株式会社群馬三協および株式会社サンテック北陸は、当連結会計年度中に清算終了したことに伴い、当連結会計年度より連結の範囲から除外しております。

(2) 非連結子会社は15社であります。

主要な非連結子会社は、サンリード株式会社であります。

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社15社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等はいずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除いております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社数1社

サンリード株式会社であります。

従来、持分法適用非連結子会社であったアルケン工業株式会社は、重要性が増したため、当連結会計年度より連結子会社となり持分法の適用範囲から除いております。

(2) 持分法を適用した関連会社数8社

主な関連会社は、ビニフレーム工業株式会社、株式会社ホテルニューオータニ高岡であります。

- (3) 持分法を適用しない非連結子会社および関連会社のうち主要な会社等の名称
主要な非連結子会社は、三協ワシメタル株式会社であります。
主要な関連会社は、株式会社アイシンであります。

(持分法を適用しない理由)

持分法を適用しない非連結子会社および関連会社は、それぞれ当期純利益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

- (4) 持分法の適用手続について特に記載する必要があると認められる事項

持分法適用会社のうち、決算日が異なる会社については、当該会社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、三協立山アルミ株式会社ほか13社の決算日は全て連結決算日と同一であります。

また、アルケン工業株式会社は2月28日、株式会社三協テック関東および株式会社三協テック関西ほか29社は3月31日、株式会社エスケーシーは4月30日を決算日としておりますが、いずれも連結決算日との差異が3ヶ月以内であるため、そのまま連結しております。

なお、当該会社の決算日と連結決算日との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。

また、上海立山商業設備有限公司の決算日は12月31日のため、3月31日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

4. 会計処理基準に関する事項

- (1) 重要な資産の評価基準および評価方法

① 有価証券

その他有価証券

イ) 時価のあるもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

ロ) 時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

② デリバティブ

時価法によっております。

③ たな卸資産

主として、移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

（リース資産を除く）

定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物付属設備を除く）については定額法）を採用しております。

在外子会社は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	5年～50年
機械装置及び運搬具	5年～12年

（追加情報）

国内連結子会社の機械装置については、従来、主な耐用年数を7年から13年としておりましたが、法人税法の改正による法定耐用年数の変更に伴い、耐用年数を見直した結果、当連結会計年度より7年から12年に変更いたしました。これにより、営業損失、経常損失および税金等調整前当期純損失は、それぞれ679百万円増加しております。

② 無形固定資産

（リース資産を除く）

定額法によっております。

ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係る資産

自己所有の固定資産と同一の減価償却の方法によっております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

なお、リース取引開始日がリース取引会計基準の改正適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引き続き採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収の可能性を検討し回収不能見込額を計上しております。

② 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。

会計基準変更時差異については、主として15年間による按分額を費用処理しておりますが、一部の連結子会社は金額が僅少のため一括償却しております。

過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（8年から10年）による定額法により按分した額を費用処理しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年から14年）による定額法により、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

③ 役員退職慰労引当金

役員に対する退職慰労金の支給に備えるため、一部の連結子会社は、内規に基づく期末要支給額の100%を計上しております。

(4) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計対象取引は金利スワップおよび為替予約取引であります。金利スワップについては、特例処理の要件を満たしておりますので、特例処理を採用しております。為替予約が付されている外貨建金銭債権債務等については、振当処理を行っております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

(金利関係)

ヘッジ手段－金利スワップ取引

ヘッジ対象－借入金の支払金利

(為替関係)

ヘッジ手段－為替予約

ヘッジ対象－外貨建金銭債務および外貨建予定取引

③ ヘッジ方針

将来における金利変動リスク、為替相場の変動リスクの回避を目的として行っております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップについては、すべて特例処理の要件を満たすものであり、金融商品に係る会計基準に基づき有効性評価を省略しております。また、為替予約の締結時に、リスク管理方針に従って、外貨建による同一金額で同一期日の為替予約をそれぞれ振当てているため、その後の為替相場の変動による相関関係は完全に確保されているので有効性の評価を省略しております。

(5) 繰延資産の処理方法

社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

(6) 消費税等の会計処理

税抜きの会計処理を行っております。

(7) 連結子会社の資産および負債の評価方法

全面時価評価法を採用しております。

(8) のれんおよび負ののれんの償却方法および期間

のれんおよび負ののれんは、いずれも5年間で均等償却しているものと、金額が僅少のため発生年度に全額償却しているものがあります。

(会計処理の変更)

1. 「棚卸資産の評価に関する会計基準」の適用

通常の販売目的で保有するたな卸資産については、従来、主として移動平均法による原価法によっておりましたが、当連結会計年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 平成18年7月5日）が適用されたことに伴い、主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により算定しております。

これにより、営業損失、経常損失および税金等調整前当期純損失は、それぞれ111百万円増加しております。

2. 「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用

当連結会計年度より、「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」（実務対応報告第18号 平成18年5月17日）を適用し、連結決算上必要な修正を行っております。

なお、これによる連結計算書類に与える影響は軽微であります。

3. 「リース取引に関する会計基準」等の適用

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当連結会計年度より、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号（平成5年6月17日（企業会計審議会第一部会）、平成19年3月30日改正））および「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号（平成6年1月18日（日本公認会計士協会会計制度委員会）、平成19年3月30日改正））を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

なお、リース取引開始日がリース取引会計基準の改正適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引き続き採用しております。

これによる連結計算書類に与える影響は軽微であります。

4. たな卸資産の評価方法の変更

連結子会社である富山合金株式会社は、たな卸資産の評価方法については、従来、後入先出法による原価法によっておりましたが、当連結会計年度より、移動平均法による原価法に変更しております。この変更は、近年のアルミ地金の市場価格の大幅な変動により、たな卸資産の貸借対照表価額と市場価格との乖離傾向が顕著になってきたこと、また、会計基準の国際的動向を踏まえ、市場価格の変動をたな卸資産の貸借対照表価額に反映し、財政状態をより適切に表示することを目的として行ったものであります。

これにより、営業損失、経常損失および税金等調整前当期純損失は、それぞれ618百万円増加しております。

（表示方法の変更）

1. 連結貸借対照表

前連結会計年度において「たな卸資産」として掲記されていたものは、当連結会計年度から「商品及び製品」「仕掛品」「原材料及び貯蔵品」に区分掲記しております。

2. 連結損益計算書

前連結会計年度において、営業外収益「その他」に含めて表示しておりました「受取ライセンス料」（前連結会計年度153百万円）については、当連結会計年度より区分掲記しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

- 有形固定資産の減価償却累計額 214,236百万円
- 連結子会社の三協立山アルミ株式会社、協立アルミ株式会社、平成13年12月1日付で三協立山アルミ株式会社と合併した富山軽金属工業株式会社および平成19年6月1日付で三協立山アルミ株式会社より会社分割した三協マテリアル株式会社は、土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布 法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

再評価の方法

主に土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布 政令第119号）第2条第5号によるところの鑑定評価による方法としておりますが、一部については、同条第4号によるところの路線価により算定した価額に合理的な調整を行う方法としております。

再評価を行った年月日

平成13年5月31日

平成13年11月30日

再評価を行った土地の当連結会計年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額

4,559百万円

- 担保提供資産
担保に供している資産および担保付債務

担保に供している資産		担保権設定の原因 となっている債務	
種類	期末簿価 (百万円)	内容	期末残高 (百万円)
受取手形及び 売掛金	9	支払手形及び 買掛金	124
建物及び構築物	21,680	短期借入金	220
機械装置及び 運搬具	556	一年内に返済 予定の長期借入金	14,689
土地	34,544	その他 流動負債	7
その他有形固定資産 (工具器具及び備品)	8	長期借入金	29,287
投資有価証券	402	その他 固定負債	7
合計	57,202	合計	44,336

上記のうち工場財団に供しているもの

担保に供している資産		担保権設定の原因 となっている債務	
種 類	期末簿価 (百万円)	内 容	期末残高 (百万円)
建物及び構築物	21,302	一年以内に返済 予定の長期借入金	14,606
機械装置及び 運搬具	556	長期借入金	29,089
土地	32,251		
その他有形固定資産 (工具器具及び備品)	7		
合 計	54,117	合 計	43,696

4. 期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。

なお、当連結会計年度末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が、期末残高に含まれております。

受取手形	1,643百万円
支払手形	124百万円
その他（設備関係支払手形）	12百万円

5. 圧縮記帳

有形固定資産のうち、国庫補助金等による圧縮記帳額は以下のとおりであり、連結貸借対照表計上額はこの圧縮記帳額を控除しております。

機械装置及び運搬具	119百万円
その他有形固定資産 (工具器具及び備品)	20百万円

6. 受 取 手 形 割 引 高 746百万円
7. 受 取 手 形 裏 書 譲 渡 高 729百万円

8. 債務保証

連結子会社以外の会社および従業員の金融機関からの借入金等に対して次のとおり債務保証を行っております。

コスモ工業株式会社	740百万円
射水ケーブルネットワーク株式会社	115百万円
従業員	45百万円
計	901百万円

なお、共同保証における連帯保証については、保証総額を記載しております。

コスモ工業株式会社については、他の連帯保証人と合意した当企業集団の負担割合は30%であり、射水ケーブルネットワーク株式会社については、他の連帯保証人と合意した当企業集団の負担割合は34%であります。

9. 一部の連結子会社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と貸出コミットメントライン契約を締結しております。

当連結会計年度末における貸出コミットメントに係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

貸出コミットメントの総額	300百万円
借入実行残高	300百万円
差引額	—百万円

(連結損益計算書に関する注記)

1. 通常の販売目的で保有する棚卸資産の収益性の低下に基づく簿価切下げ額

売上原価	111百万円
------	--------

2. 特別退職金

特別損失の特別退職金は、一部の連結子会社の早期割増退職金であります。

3. 圧縮記帳

特別損失の固定資産圧縮損は、一部の連結子会社が国庫補助金等で取得した資産の取得価額から直接減額した価額であります。

機械装置及び運搬具	95百万円
その他(工具器具及び備品)	0百万円
計	95百万円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末の発行済株式および自己株式の種類ならびに総数

	前連結会計年度末 株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度末 株式数 (株)	摘要
発行済株式					
普通株式	324,596,314	—	—	324,596,314	
合計	324,596,314	—	—	324,596,314	
自己株式					
普通株式	21,385,098	460,466	180,813	21,664,751	注1・2
合計	21,385,098	460,466	180,813	21,664,751	

注1 普通株式の自己株式の株式数の増加460,466株は、単元未満株式の買取による増加212,216株および、持分法適用会社が購入した自己株式（当社株式）の当社帰属分248,250株によるものであります。

2 普通株式の自己株式の株式数の減少180,813株は、単元未満株式の買増請求による売渡55,813株および、持分法適用会社が売却した自己株式（当社株式）の当社帰属分125,000株によるものであります。

2. 配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成20年8月28日 定時株主総会	普通株式	458百万円	1円50銭	平成20年5月31日	平成20年8月29日

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

繰越欠損金	11,525百万円
投資有価証券	2,183百万円
貸倒引当金および貸倒償却	2,077百万円
退職給付引当金および役員退職慰労引当金 ならびに長期未払金	1,898百万円
たな卸資産評価損	1,265百万円
特別退職金	1,264百万円
アルミ地金長期購入契約解約損	987百万円
減損損失	784百万円
製品不具合対策費用	741百万円
固定資産	487百万円
その他	2,254百万円
繰延税金資産小計	25,470百万円
評価性引当金	△24,907百万円
繰延税金負債と相殺	△52百万円
繰延税金資産純額	510百万円

(繰延税金負債)

連結子会社の資産および負債の評価差額	1,782百万円
その他有価証券評価差額金	8百万円
その他	235百万円
繰延税金負債小計	2,027百万円
繰延税金資産と相殺	△52百万円
繰延税金負債純額	1,974百万円

土地再評価に係る繰延税金負債 6,762百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

税金等調整前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

1. リース取引に関する会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る事項

(借主側)

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額および期末残高相当額

	機械装置 及び運搬具 (百万円)	その他 (工具器具及び備品) (百万円)	無形固定資産 (ソフトウェア) (百万円)	合計 (百万円)
取得価額相当額	561	2,205	840	3,607
減価償却累計額相当額	315	1,666	641	2,623
期末残高相当額	246	538	199	983

なお、取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が、有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

(2) 未経過リース料期末残高相当額

1年以内	486百万円
1年超	497百万円
合計	983百万円

なお、未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が、有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

(3) 支払リース料および減価償却費相当額

支払リース料	810百万円
減価償却費相当額	810百万円

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

2. ファイナンス・リース取引

(1) 所有権移転ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

有形固定資産

商業施設事業における生産設備（機械装置及び運搬具）であります。

② リース資産の減価償却の方法

自己所有の固定資産と同一の減価償却の方法によっております。

(2) 所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

有形固定資産

主として、ホストコンピューター（その他（工具器具及び備品））であります。

無形固定資産

主として、住宅建材事業における販売管理用ソフトウェアであります。

② リース資産の減価償却の方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

3. オペレーティング・リース取引

未経過リース料

1年以内	4百万円
1年超	11百万円
合計	16百万円

(1 株当たり情報に関する注記)

- 1 株当たり純資産額 144円21銭
- 2 1 株当たり当期純損失 63円49銭

(注) 1 株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

連結損益計算書上の当期純損失 (百万円)	19,246
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—
普通株式に係る当期純損失 (百万円)	19,246
普通株式の期中平均株式数 (千株)	303,130

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記事項)

1. 退職給付会計に関する事項

(1) 採用している退職給付制度の概要

主要な連結子会社は確定給付型の制度として、企業年金基金制度を設けております。また、従業員の退職等に際して、退職給付会計に準拠した数理計算による退職給付債務の対象とされない割増退職金等を支払う場合があります。

(2) 退職給付債務に関する事項

① 退職給付債務	△63,089百万円
② 年金資産	46,532百万円
③ 未積立退職給付債務(①+②)	△16,557百万円
④ 会計基準変更時差異の未処理額	2,427百万円
⑤ 未認識数理計算上の差異	11,539百万円
⑥ 未認識過去勤務債務	△1,362百万円
⑦ 差引	△3,952百万円
⑧ 前払年金費用	162百万円
⑨ 退職給付引当金(⑦-⑧)	△4,115百万円

一部の連結子会社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

(3) 退職給付費用に関する事項

① 勤務費用	2,609百万円
② 利息費用	1,276百万円
③ 期待運用収益	△1,087百万円
④ 従業員負担の拠出金等	△38百万円
⑤ 数理計算上の差異の費用処理額	370百万円
⑥ 会計基準変更時差異の費用処理額	380百万円
⑦ 過去勤務債務の費用処理額	△224百万円
⑧ 割増退職金等	3,126百万円
⑨ 退職給付費用	6,413百万円

簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用は「①勤務費用」に計上しております。

(4) 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

- | | |
|------------------|---------|
| ① 割引率 | 2.0% |
| ② 期待運用収益率 | 2.0% |
| ③ 退職給付見込額の期間配分方法 | 期間定額基準 |
| ④ 過去勤務債務の処理年数 | 8年～10年 |
| ⑤ 数理計算上の差異の処理年数 | 10年～14年 |
| ⑥ 会計基準変更時差異の処理年数 | 15年 |

ただし、一部の連結子会社は、会計基準変更時差異が僅少なため、一括償却しております。

2. 企業結合に関する事項

(共通支配下の取引等)

共に当社の完全子会社である三協立山アルミ株式会社、STプロダクツ株式会社は、平成20年6月1日を期日として合併いたしました。

(1) 結合当事企業又は対象となった事業の名称およびその事業の内容、企業結合の法的形式、結合後企業の名称ならびに取引の目的を含む取引の概要

① 結合当事企業又は対象となった事業の名称およびその事業の内容

	合併会社	被合併会社
商号	三協立山アルミ株式会社	STプロダクツ株式会社
事業の名称	ビル建材事業、住宅建材事業、マテリアルその他事業	ビル建材事業、住宅建材事業、マテリアルその他事業
事業の内容	ビル用建材、住宅用建材、エクステリア建材の開発・販売、アルミニウムおよびその他金属の圧延加工品の販売	アルミニウム製住宅用建材、ビル用建材、建材・非建材材等等の製造・加工・販売

② 企業結合の法的形式

三協立山アルミ株式会社を存続会社とする吸収合併方式で、STプロダクツ株式会社は解散いたしました。

③ 結合後企業の名称

三協立山アルミ株式会社

④ 取引の目的を含む取引の概要

市場の変化、顧客ニーズ・競合の攻勢に対しスピード感をもって対応し、重複間接業務の削減、責任区分の明確化、事業全体を俯瞰したコストダウンの実施を目的としております。

(2) 実施した会計処理の概要

共通支配下の取引として処理しており、内部取引として全て消去してあります。したがって、この合併に係る会計処理が連結計算書類に与える影響はありません。

3. 減損損失に関する事項

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	種類	用途	金額(百万円)
茨城県牛久市	土地	遊休資産	297
	建物及び構築物		290
	機械装置及び 運搬具		3
	その他		0
福島県郡山市	土地	遊休資産	27
	建物及び構築物		3
栃木県さくら市	土地	遊休資産	23
福岡県久留米市	土地	遊休資産	1
	建物及び構築物		6
富山県高岡市	土地	遊休資産	1
合 計			655

(経緯)

上記遊休資産は今後の使用が見込めず、土地の取得価額に対する時価が著しく下落していることから、減損損失を認識いたしました。

(グルーピングの方法)

当社グループは事業の種類別セグメントを基礎として、製品の種類・販売市場の類似性に基づきビル建材事業・住宅建材事業・商業施設事業・マテリアルその他事業としてグルーピングを行っており、将来の使用が見込まれない遊休資産については個々の物件単位でグルーピングをしています。

(回収可能価額の算定方法等)

回収可能価額として正味売却価額を適用しており、時価は不動産鑑定基準に基づく鑑定評価額もしくは固定資産税評価額に合理的な調整を行って算出した金額を使用しております。

貸借対照表

(平成21年5月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	22,055	流動負債	25,649
現金及び預金	2,035	短期借入金	8,650
売掛金	138	一年内返済予定の長期借入金	16,011
短期貸付金	19,415	リース債務	60
未収入金	349	未払金	610
繰延税金資産	102	未払費用	126
その他	14	未払法人税等	31
固定資産	107,661	その他	158
有形固定資産	41	固定負債	29,344
リース資産	41	長期借入金	29,058
無形固定資産	218	リース債務	213
リース資産	218	その他	72
投資その他の資産	107,401	負債合計	54,994
関係会社株式	82,010	(純資産の部)	
長期貸付金	25,365	株主資本	74,722
繰延税金資産	14	資本金	15,000
その他	11	資本剰余金	59,878
		資本準備金	30,000
		その他資本剰余金	29,878
		利益剰余金	6,373
		その他利益剰余金	6,373
		繰越利益剰余金	6,373
		自己株式	△6,528
		純資産合計	74,722
資産合計	129,716	負債及び純資産合計	129,716

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成20年6月1日から平成21年5月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
営 業 収 益		
経 営 管 理 料	1,402	
受 取 配 当 収 入	878	2,281
営 業 費 用		
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,374
営 業 利 益		907
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	793	
そ の 他	67	861
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	762	
抵 当 権 設 定 費 用	200	
そ の 他	157	1,119
経 常 利 益		648
税 引 前 当 期 純 利 益		648
法人税、住民税及び事業税		201
法人税等調整額		△78
当 期 純 利 益		526

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成20年6月1日から平成21年5月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	自己株式	株主資本 合計	
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金			
平成20年5月31日残高	15,000	30,000	29,891	59,891	6,305	△6,526	74,670	74,670
事業年度中の変動額								
剰余金の配当					△458		△458	△458
当期純利益					526		526	526
自己株式の処分			△13	△13		18	5	5
自己株式の取得						△20	△20	△20
事業年度中の変動額合計	—	—	△13	△13	67	△1	52	52
平成21年5月31日残高	15,000	30,000	29,878	59,878	6,373	△6,528	74,722	74,722

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

(1) 有価証券の評価基準および評価方法

子会社株式および関連会社株式 移動平均法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

(会計方針の変更)

「リース取引に関する会計基準」等の適用

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))および「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

なお、リース取引開始日がリース取引会計基準の改正適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引き続き採用しております。

これによる損益への影響は軽微であります。

(3) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計対象取引は金利スワップのみであり、また該当取引はすべて特例処理の要件を満たしておりますので、特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

(金利関係)

ヘッジ手段－金利スワップ取引

ヘッジ対象－借入金の支払金利

③ ヘッジ方針

将来における金利変動リスクの回避を目的として行っております。

④ ヘッジ有効性評価法

金利スワップについては、すべて特例処理の要件を満たすものであり、金融商品に係る会計基準に基づき有効性評価を省略しております。

- (4) 消費税等の会計処理
 税抜方式によっております。

(貸借対照表に関する注記)

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	3百万円
(2) 関係会社に対する債権債務	
関係会社に対する短期金銭債権	19,842百万円
関係会社に対する長期金銭債権	25,365百万円
関係会社に対する短期金銭債務	164百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との営業取引高・営業取引以外の取引高	
関係会社との営業取引高	2,359百万円
関係会社との営業取引以外の取引による取引高	846百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類および株式数

	前事業年度末 株 式 数 (株)	当 事 業 年 度 増 加 株 式 数 (株)	当 事 業 年 度 減 少 株 式 数 (株)	当 事 業 年 度 末 株 式 数 (株)	摘 要
普通株式	19,239,364	212,216	55,813	19,395,767	
合計	19,239,364	212,216	55,813	19,395,767	(注)

(注) 普通株式の自己株式の増加212,216株は、単元未満株式の買取りによる増加であり、減少55,813株は、単元未満株式の買増請求による売渡しによる減少であります。

(税効果会計に関する注記)

(1) 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

未払事業税	3百万円
未払費用	1百万円
未払金	96百万円
固定負債「その他」	28百万円
繰延税金資産小計	130百万円
繰延税金負債と相殺	△13百万円
繰延税金資産純額	116百万円

(繰延税金負債)

子会社株式	13百万円
繰延税金負債小計	13百万円
繰延税金資産と相殺	△13百万円
繰延税金負債純額	—

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	40.44%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.65%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△24.28%
住民税均等割	0.59%
その他	1.50%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	18.90%

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

(1) リース取引に関する会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る事項

(借主側)

① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額および期末残高相当額

	有形固定資産 (工具器具 及び備品) (百万円)	無形固定資産 (ソフトウェア) (百万円)	合計 (百万円)
取得価額相当額	84	33	117
減価償却累計額相当額	64	24	89
期末残高相当額	20	8	28

② 未経過リース料期末残高相当額

1年以内	306百万円
1年超	301百万円
合計	608百万円

③ 支払リース料、減価償却費相当額および支払利息相当額

支払リース料	26百万円
減価償却費相当額	25百万円
支払利息相当額	0百万円

④ 減価償却費相当額および利息相当額の算定方法

減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

(貸主側)

未経過リース料期末残高相当額

1年以内	291百万円
1年超	286百万円
合計	577百万円

(注) 上記は、すべて転貸リース取引に係る貸主側の未経過リース料期末残高相当額であります。なお、当該転貸リース取引は、おおむね同一の条件で第三者にリースしておりますので、ほぼ同額の残高が上記の借主側の未経過リース料期末残高相当額に含まれております。

(2) ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

有形固定資産 主として、ホストコンピュータ（工具器具及び備品）であります。

無形固定資産 主として、販売管理用ソフトウェアであります。

② リース資産の減価償却の方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社および関連会社等

(単位：百万円)

属性	会社等の 名称	議決権の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	期末残高	
						科目	金額
子会社	三協立山 アルミ株 式会社	所有 直接 100%	持株会社 役員の兼任	資金の貸付 (注1)	25,950	短期貸付金	15,089
				利息の受取 (注1)	647	長期貸付金	22,633
				配当金の受取	820	売掛金	117
				経営指導料 の受取 (注2)	1,190	未収入金	217
				システム使 用料の受取	37		
	賃借料の支払 事務手数料 の支払	49 5	—	—			
	当社の銀行 借入金に対 する土地・ 建物の担保 提供 (注3)	43,049	—	—			
	三協マテ リアル株 式会社	所有 直接 100%	持株会社 役員の兼任	資金の貸付 (注1)	3,600	短期貸付金	4,026
				利息の受取 (注1)	143	長期貸付金	2,732
				経営指導料 の受取 (注2)	129	売掛金	13
システム使 用料の受取				0	未収入金	17	
賃借料の支払				1			
当社の銀行 借入金に対 する土地・ 建物の担保 提供 (注3)	43,049	—	—				

属性	会社等の名称	議決権の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	期末残高	
						科目	金額
子会社	タテヤマアドバンス株式会社	所有 直接 100%	持株会社	資金の貸付(注1)	5,770	短期貸付金	300
				利息の受取(注1)	1		
				配当金の受取	58	売掛金	7
				経営指導料の受取(注2)	79	未収入金	35
				システム使用料の受取	14		

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件および取引条件の決定方針等

(注1) 資金の貸付については、貸付利率は市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

なお、担保の提供は受けておりません。

(注2) 経営指導料の受取については、当社より提示した料率を基礎として每期交渉の上決定しております。

(注3) 当社の銀行借入金に対する土地・建物の担保提供については、長期借入金に対するものであり、担保料は支払っておりません。

(1 株当たり情報に関する注記)

- (1) 1株当たり純資産額 244円83銭
(2) 1株当たり当期純利益 1円72銭

(注) 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

損益計算書上の当期純利益 (百万円)	526
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—
普通株式に係る当期純利益 (百万円)	526
普通株式の期中平均株式数 (千株)	305,270

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成21年7月21日

三協・立山ホールディングス株式会社

取締役会 御中

あずさ監査法人

指 定 社 員 公認会計士 浜 田 亘 ㊞
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 近 藤 久 晴 ㊞
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 金 田 栄 悟 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、三協・立山ホールディングス株式会社の平成20年6月1日から平成21年5月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三協・立山ホールディングス株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

連結注記表の会計処理の変更4.に記載されているとおり、連結子会社である富山合金株式会社は、たな卸資産の評価方法について、従来、後入先出法による原価法によっていたが、当連結会計年度より、移動平均法による原価法に変更している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成21年 7月21日

三協・立山ホールディングス株式会社

取締役会 御中

あずさ監査法人

指 定 社 員 公認会計士 浜 田 亘 ㊞
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 近 藤 久 晴 ㊞
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 金 田 栄 悟 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、三協・立山ホールディングス株式会社の平成20年6月1日から平成21年5月31日までの第6期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 膾本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成20年6月1日から平成21年5月31日までの第6期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査役会規程、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた当期の監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、執行役員、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人あらず監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人あらず監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

なお、事業報告に記載のとおり、当社子会社である三協立山アルミ株式会社において、防火樹脂サッシの防火設備個別認定の不適切な取得および防火認定仕様と異なる仕様の製品を販売したことが明らかになりました。本件に関しては、グループ全体でコンプライアンス意識の高揚や品質保証体制の再整備を図るなど適切な再発防止策を実施し、是正工事も開始されております。監査役会といたしましては、今後ともその進捗状況を監視してまいります。

平成21年7月28日

三協・立山ホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役	立	浪	重	建	Ⓧ
常勤監査役	竹	脇	文	夫	Ⓧ
社外監査役	清	澤	繁	樹	Ⓧ
社外監査役	山	本		毅	Ⓧ

以上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

(1) 優先株式

アルミサッシやドアをはじめとする建材業界においては、「市場縮小による企業間競争の激化」、「原材料価格の再上昇懸念」、「不動産・建設業界の低迷」等により、従前にも増して強い競争力が求められるようになっております。

このような環境の中、当社グループは平成21年4月7日付の「グループ構造改革の推進についてのお知らせ」に記載のとおり、コスト低減活動の推進や生産性の改善に向けた取り組みの推進により、業績の回復および今後の持続的な成長を目指しております。

つきましては、当社グループのかかる取り組みの推進に必要な資金調達を機動的かつ柔軟に行うことを目的として、新たに種類の違う株式を発行することができるよう、現行定款第6条（発行可能株式総数）および第9条（単元株式数および単元未満株券の不発行）の規定を変更し、変更案第2章の2（優先株式）および第19条の2（種類株主総会）の規定を新設するものであります。

なお、現時点で具体的な優先株式の発行予定はありませんが、当社グループといたしましては、資本政策の選択肢を可能なかぎり広く確保し、将来の環境変化に迅速に対応できるように準備することにより、企業価値の最大化に向けた施策を行ってまいり所存であります。

(2) 公告方法の変更

現行定款第5条（公告方法）について、公告の利便性向上と効率化を図るため、電子公告制度に変更するものであります。

(3) 株券電子化

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号、以下「決済合理化法」）が平成21年1月5日に施行され、上場会社の株式は、一斉に株式振替制度で取り扱われることになりました（いわゆる株券の電子化）。

これに伴い、株券の存在を前提とした現行定款第7条（株券の発行）および第9条（単元株式数および単元未満株券の不発行）第2項の規定を削除し、第10条（単元未満株式についての権利）および第13条（株主名簿管理人）第3項の規定を変更し、附則を新設するものであります。

なお、現行定款第7条（株券の発行）の規定につきましては、決済合理化法附則第6条第1項の規定に基づき、平成21年1月5日を効力発生日として定款の定めを廃止する定款変更決議をしたものとみなされております。

(4) 補欠監査役の選任決議の有効期間の伸長

会社法施行規則第96条第3項の規定に基づき、補欠監査役の選任決議が効力を有する期間に関する規定として、変更案第33条（補欠監査役の予選の効力）を新設するものであります。

(5) その他

上記変更に伴い、現行定款規定について、見出しの変更ならびに条数の繰り上げおよび繰り下げを行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
(商 号) 第1条 く (記載省略)	(商 号) 第1条 く (現行どおり)
(機 関) 第4条	(機 関) 第4条

現 行 定 款	変 更 案										
<p>(公告方法)</p> <p>第5条 当社の公告は、<u>日本経済新聞ならびに富山市において発行する北日本新聞に掲載して行う。</u></p> <p>第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>4億9,600万株とする。</u></p> <p>(株券の発行)</p> <p>第7条 当社は、株式に係る株券を<u>発行する。</u></p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第8条 (記載省略)</p> <p>(単元株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第9条 当社の単元株式数は、<u>1,000株とする。</u></p> <p>2 当社は、<u>第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</u></p>	<p>(公告方法)</p> <p>第5条 当社の公告は、<u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告ができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u></p> <p>第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>4億9,600万株とし、各種類の株式の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。</u></p> <table border="1" data-bbox="683 567 987 718"> <tr> <td>普通株式</td> <td>4億9,600万株</td> </tr> <tr> <td>A種優先株式</td> <td>700万株</td> </tr> <tr> <td>B種優先株式</td> <td>700万株</td> </tr> <tr> <td>C種優先株式</td> <td>700万株</td> </tr> <tr> <td>D種優先株式</td> <td>700万株</td> </tr> </table> <p>(削 除)</p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第7条 (現行どおり)</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第8条 当社の単元株式数は、<u>普通株式および各種類の優先株式のそれぞれにつき、1,000株とする。</u></p> <p>(削 除)</p>	普通株式	4億9,600万株	A種優先株式	700万株	B種優先株式	700万株	C種優先株式	700万株	D種優先株式	700万株
普通株式	4億9,600万株										
A種優先株式	700万株										
B種優先株式	700万株										
C種優先株式	700万株										
D種優先株式	700万株										

現 行 定 款	変 更 案
<p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第10条 当会社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(3) 次条に定める請求をする権利</p>	<p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(3) 次条に定める請求をする権利</p>
<p>(単元未満株式の買増し)</p> <p>第11条 (記載省略)</p>	<p>(単元未満株式の買増し)</p> <p>第10条 (現行どおり)</p>
<p>(株式取扱規則)</p> <p>第12条 (記載省略)</p>	<p>(株式取扱規則)</p> <p>第11条 (現行どおり)</p>
<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第13条 当会社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3 当会社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取り扱わない。</p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第12条 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取り扱わない。</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p align="center">第 2 章 の 2 優 先 株 式</p> <p align="center">(優先配当金)</p>
(新 設)	<p>第13条 当社は、第42条第1項に定める期末配当を行うときは、優先株式を有する株主（以下「優先株主」という。）または優先株式の登録株式質権者（以下「優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、それぞれ次に定める額の金銭による剰余金の配当（以下当該配当により支払われる金銭を「優先配当金」という。）を行う。</p> <p>A種乃至D種優先株式それぞれについて、優先株式1株当たりの払込金額相当額に、優先株式の発行に際して取締役会の決議によって定める方法により算定される配当率（年10パーセントを上限とする。）を乗じて算出した額の金銭（以下「優先配当総額」といい、1円未満を切り捨てる。ただし、当該剰余金の配当に係る基準日の属する事業年度中の日を基準日として優先株主または優先登録株式質権者に対して剰余金の配当を行ったときは、優先株式1株につき行ったかかる剰余金の配当の額を控除した額の金銭）による剰余金の配当を行う。</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p><u>2 優先株主または優先登録株式質権者に対しては、前項のほか、残余財産の分配は行わない。</u></p>
	<p>(議決権) <u>第13条の4 優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。</u></p>
	<p>(株式の併合または分割、募集株式の割当てを受ける権利等) <u>第13条の5 当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、優先株式について株式の併合または分割は行わない。</u></p>
(新 設)	<p><u>2 当社は、優先株主には募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。</u></p>
	<p><u>3 当社は、優先株主には株式無償割当てまたは新株予約権無償割当ては行わない。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p>	<p>(普通株式を対価とする取得請求権)</p> <p>第13条の6 A種およびB種の優先株式を有する優先株主は、その発行に際して取締役会の決議で定める当該種類の優先株式の取得を請求することができる期間（以下「取得請求期間」という。）中、当会社に対して、当会社の普通株式の交付と引換えに、自己の有する優先株式の取得を請求することができる。かかる取得請求があった場合、当会社は、当該種類の優先株式を取得するのと引換えに、当該優先株主が取得の請求をした優先株式数に1株当たりの払込金額相当額を乗じた額を、第3項に定める取得価額で除した数の当会社の普通株式を交付する。</p> <p>2 前項の普通株式の数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第167条第3項に規定される方法によりこれを取り扱う。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>3 <u>取得価額は、当初、当会社の普通株式の時価を基準として各優先株式の発行に際して取締役会の決議によって定める方法により算出される額とし、当該取締役会決議により取得価額の修正および調整の方法を定めることができるものとする。当該取締役会決議により取得価額の修正を定める場合、修正される額の下限を定めるものとし、取得価額が下限として定める額を下回った場合、取得価額は下限として定める額に修正されるものとする。</u></p> <p>(金銭を対価とする取得請求権)</p> <p><u>第13条の7 C種およびD種の優先株式を有する優先株主は、その発行に際して取締役会の決議で定める取得請求期間中、当会社に対して、金銭の交付と引換えに、自己の有する優先株式の取得を請求することができる。かかる取得請求があった場合、当会社は、当該優先株式1株につき、その払込金額相当額を踏まえて当該取締役会決議によって定める価額の金銭を交付する。</u></p> <p>(普通株式を対価とする一斉取得)</p> <p><u>第13条の8 当会社は、取得請求期間の末日までに当会社に取得されていないD種の優先株式の全部を、次項にしたがって、取得請求期間の末日の翌日をもって取得する。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p>	<p>2 <u>当社は、前項に基づきD種の優先株式を取得する場合、当該優先株式と引換えに、当該優先株主が有する優先株式数に1株当たりの払込金額相当額を乗じた額を、当社の普通株式の時価を基準として優先株式の発行に際して取締役会の決議によって定める方法により算出される額で除した数の当社の普通株式を交付する。この場合、当社は、当該取締役会決議により、交付すべき普通株式数の上限の算定方法を定めることができる。なお、当該優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条に規定される方法によりこれを取り扱う。</u></p> <p>(金銭を対価とする取得条項) <u>第13条の9 当社は、A種、B種およびC種の優先株式について、その発行に際して取締役会の決議で定める事由が発生した日に、または取締役会決議で別に定める日が到来したときに、当該優先株式1株につき、その払込金額相当額を踏まえて各優先株式の発行に際して取締役会の決議によって定める価額の金銭の交付と引換えに、当該種類の優先株式の全部または一部を取得することができる。</u></p> <p>2 <u>当社が、前項に基づき優先株式の一部を取得するときは、抽選または按分比例の方法により行う。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p>(普通株式を対価とする取得条項)</p> <p>第13条の10 <u>当社は、A種およびB種の優先株式について、その発行に際して取締役会の決議で定める事由が発生した日に、または取締役会決議で別に定める日が到来したときに、当該種類の優先株式数に1株当たりの払込金額相当額を乗じた額を、当会社の普通株式の時価を基準として各優先株式の発行に際して取締役会の決議によって定める方法により算出される額で除した数の当会社の普通株式の交付と引換えに、当該種類の優先株式の全部または一部を取得することができる。</u></p> <p>2 <u>前項の普通株式の数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条に規定される方法によりこれを取り扱う。</u></p> <p>3 <u>当社が、第1項に基づき、優先株式の一部を取得するときは、抽選または按分比例の方法により行う。</u></p>
(新 設)	<p>(優先順位)</p> <p>第13条の11 <u>各種類の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、同順位とする。</u></p>
(新 設)	<p>(除斥期間)</p> <p>第13条の12 <u>第44条の規定は、優先配当金および優先中間配当金の支払についてこれを準用する。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>(招 集)</p> <p>第14条 } (記載省略) (議決権の代理行使)</p> <p>第19条</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会 (取締役の員数)</p> <p>第20条 } (記載省略) (社外取締役との責任限定契約)</p> <p>第30条</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役および監査役会 (監査役の員数)</p> <p>第31条 (記載省略)</p>	<p style="text-align: center;">(その他の事項)</p> <p><u>第13条の13 前条までに定める規定および第19条の2に定める規定のほか、優先株式に関するその他事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定める。</u></p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>(招 集)</p> <p>第14条 } (現行どおり) (議決権の代理行使)</p> <p>第19条</p> <p style="text-align: center;">(種類株主総会)</p> <p><u>第19条の2 第16条、第17条、第19条の規定は、種類株主総会についてこれを準用する。</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>2 第18条第1項の規定は、会社法第324条第1項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>3 第18条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</u></p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会 (取締役の員数)</p> <p>第20条 } (現行どおり) (社外取締役との責任限定契約)</p> <p>第30条</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役および監査役会 (監査役の員数)</p> <p>第31条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役の選任) 第32条 (記載省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(監査役の任期) 第33条 ? (記載省略) (社外監査役との責任限定契約) 第39条</p> <p>第 6 章 計 算 (事業年度) 第40条 ? (記載省略) (配当金の除斥期間) 第43条</p> <p>(新 設) (新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(監査役の選任) 第32条 (現行どおり)</p> <p>(補欠監査役の予選の効力) 第33条 補欠監査役の予選の効力は、 当該決議後4年以内に終了する 事業年度のうち最終のものに関 する定時株主総会の開始の時ま でとする。ただし、株主総会の 決議によって当該期間を短縮す ることができる。</p> <p>(監査役の任期) 第34条 ? (現行どおり) (社外監査役との責任限定契約) 第40条</p> <p>第 6 章 計 算 (事業年度) 第41条 ? (現行どおり) (配当金の除斥期間) 第44条</p> <p>附則 第 1 条 当会社の株券喪失登録簿の作 成および備置きその他の株券喪 失登録簿に関する事務は株主名 簿管理人に委託し、当会社にお いてはこれを取り扱わない。</p> <p>第 2 条 前条および本条は、平成22年 1月5日まで効力を有し、翌日 をもって前条および本条を削除 するものとする。</p>

第2号議案 取締役7名選任の件

本株主総会終結の時をもって、取締役全員（6名）が任期満了となりますので、取締役7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 地 位、 担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する 当 社 株式の数
1	川 村 人 志 (昭和17年5月31日生)	昭和40年3月 三協アルミニウム工業(株)入社 平成5年8月 同社取締役 平成9年8月 同社常務取締役 平成11年8月 同社取締役 専務執行役員 平成12年8月 同社代表取締役社長 執行役員 社長 平成15年11月 同社代表取締役社長 社長執行 役員 平成15年12月 当社代表取締役会長 (現在に至る) 平成18年6月 三協立山アルミ(株)代表取締役社 長 社長執行役員 平成21年6月 同社取締役会長 (現在に至る) (重要な兼職の状況) 三協立山アルミ(株)取締役会長 三協マテリアル(株)取締役 (株)チューリップテレビ代表取締役	103,000株
2	要 明 英 雄 (昭和17年10月30日生)	昭和41年3月 立山アルミニウム工業(株)入社 昭和54年6月 同社取締役 昭和58年6月 同社常務取締役 昭和60年6月 同社専務取締役 平成3年6月 同社取締役副社長 平成13年6月 同社代表取締役社長 平成15年6月 同社代表取締役社長 社長執行 役員 平成15年12月 当社代表取締役社長 (現在に至る) 平成18年6月 三協立山アルミ(株)代表取締役会 長 平成21年6月 同社取締役相談役 (現在に至る) (重要な兼職の状況) 三協立山アルミ(株)取締役相談役 タテヤマアドバンス(株)取締役	165,200株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 地 位、 担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する 当 社 株式の数
3	駒 方 米 弘 (昭和18年7月24日生)	昭和43年3月 三協アルミニウム工業(株)入社 平成9年8月 同社取締役 平成11年8月 同社取締役 上席常務執行役員 平成15年7月 同社取締役 常務執行役員 平成15年12月 当社取締役 営業統括室長 平成18年6月 当社取締役 経営企画統括室長 平成18年8月 当社常務取締役 経営企画統括 室長 平成20年12月 当社専務取締役 経営企画統括 室長 (現在に至る) (重要な兼職の状況) 三協マテリアル(株)取締役	63,295株
4	藤 木 正 和 (昭和19年12月3日生)	昭和44年2月 三協アルミニウム工業(株)入社 平成12年8月 同社常務執行役員 平成15年7月 同社執行役員 平成15年8月 同社取締役 常務執行役員 平成18年6月 三協立山アルミ(株)取締役 常務 執行役員 平成19年6月 三協マテリアル(株)代表取締役社 長 社長執行役員 平成19年8月 当社取締役 (現在に至る) 平成21年6月 三協立山アルミ(株)代表取締役社 長 社長執行役員 (現在に至る) (重要な兼職の状況) 三協立山アルミ(株)代表取締役社長 社長執 行役員	58,000株
5	岡 本 誠 (昭和29年10月2日生)	昭和52年4月 住友信託銀行(株)入社 平成14年2月 同社金沢支店長 平成17年6月 同社東京営業第一部長 平成19年4月 プロミス(株)常務執行役員 平成19年6月 同社取締役 常務執行役員 平成21年6月 住友信託銀行(株)入社 平成21年7月 当社顧問 (現在に至る)	0株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 地 位、 担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する 当 社 株式の数
6	庄 司 美 次 (昭和29年2月14日生)	昭和51年4月 ㈱北陸銀行入行 平成15年1月 同行市場金融部長 平成17年6月 同行執行役員 総合事務部長 平成19年6月 同行執行役員 名阪地区事業部 副本部長兼大阪支店長 平成21年6月 同行常務執行役員 平成21年8月 当社顧問 (現在に至る)	0株
7	熊 崎 哲 男 (昭和23年5月18日生)	昭和46年4月 住友信託銀行㈱入社 平成9年6月 同社金沢支店長 平成12年6月 立山アルミニウム工業㈱常務取 締役 平成15年6月 同社取締役 常務執行役員 平成18年6月 タテヤマアドバンス㈱取締役 専務執行役員 平成20年8月 同社代表取締役社長 社長執行 役員 (現在に至る) (重要な兼職の状況) タテヤマアドバンス㈱代表取締役社長 社長執行役員	38,000株

- (注) 1. 候補者各氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 三協アルミニウム工業㈱と立山アルミニウム工業㈱は平成18年6月1日付
で合併し、三協立山アルミ㈱に社名を変更しております。

第3号議案 監査役1名選任の件

本株主総会終結の時をもって、監査役清澤繁樹氏が辞任されますので、その補欠として監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案を本株主総会に提出することにつきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位および 重要な兼職の状況	所有する 当社 株式の数
荒木二郎 (昭和25年2月24日生)	昭和47年4月 住友信託銀行(株)入社 平成11年6月 同社執行役員 神戸支店長 平成13年6月 同社常務執行役員 平成15年6月 同社取締役 常務執行役員 平成16年6月 同社取締役 専務執行役員 平成18年6月 住信リース(株)代表取締役社長 平成19年6月 住友信託銀行(株)取締役 平成20年6月 同社顧問 (現在に至る) 平成20年6月 住友不動産(株)顧問 (現在に至る) (重要な兼職の状況) 住友信託銀行(株)顧問 住友不動産(株)顧問	0株

- (注) 1. 荒木二郎氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 荒木二郎氏は、社外監査役候補者であります。
3. 荒木二郎氏を社外監査役候補者とした理由は、同氏の長年にわたる金融機関での経験・知識と他社の代表取締役等として培った見識を当社の監査に活かしていただくためであります。
4. 荒木二郎氏は、当社の主要な取引金融機関である住友信託銀行(株)より過去2年間に取締役または顧問としての報酬等を受けており、今後も受ける予定があります。また、同氏は過去5年間に同社の業務執行者となったことがあります。
5. 当社は、荒木二郎氏が社外監査役に選任された場合は、同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低限度額であります。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

本株主総会開始の時をもって、補欠監査役黒崎康夫氏の選任の効力が失効しますので、法令に定める社外監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

また、第1号議案「定款一部変更の件」が承認可決された場合、補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとなりますが、黒崎康夫氏の選任の効力につきましては、選任決議後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までといたしたいと存じます。

また、黒崎康夫氏の選任の効力は、監査役就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものといたします。

なお、本議案を本株主総会に提出することにつきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位および 重要な兼職の状況	所有する 当社 株式の数
黒崎康夫 (昭和20年12月2日生)	昭和43年4月 日本開発銀行（現、㈱日本政策投資銀行）入行 平成7年4月 同行審査部長 平成8年6月 ㈱日本経済研究所専務理事 平成10年6月 埼玉高速鉄道㈱常務取締役 平成15年8月 三協アルミニウム工業㈱常勤監査役 平成18年6月 三協立山アルミ㈱常勤監査役 (現在に至る) (重要な兼職の状況) 三協立山アルミ㈱常勤監査役 タテヤマアドバンス㈱監査役	46,000株

- (注) 1. 黒崎康夫氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
 2. 黒崎康夫氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
 3. 黒崎康夫氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、同氏の長年にわたる金融機関での経験・知識と他社の常務取締役等として培った見識を当社の監査に活かしていただくためであります。
 4. 黒崎康夫氏が監査役として在任している三協立山アルミ㈱では、本年1月に防火樹脂サッシにおいて防火設備個別認定の不適切な取得および防火認定仕様と異なる仕様の製品を販売していたことが明らかになりました。同氏は、日頃から同社の取締役会および監査役会等において法令遵守の視点にたった提言を行っており、また、当該事実の発覚後には、原因究明および

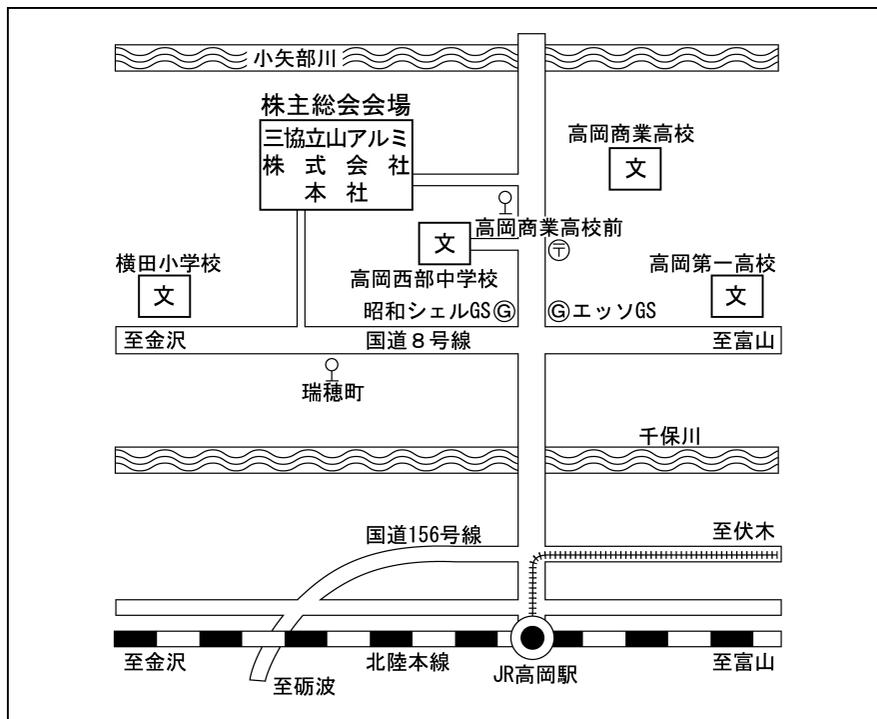
び再発防止に向けた施策等について提言を行うなどその職責を果たしております。

5. 当社は、黒崎康夫氏が社外監査役に就任した場合は、同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低限度額であります。
6. 三協アルミニウム工業㈱と立山アルミニウム工業㈱は平成18年6月1日付で合併し、三協立山アルミ㈱に社名を変更しております。

以 上

株主総会会場案内図

会 場：富山県高岡市早川70番地
三協立山アルミ株式会社 本社 記念会館



交 通：JR ……JR高岡駅
航空……富山空港
※富山空港よりJR高岡駅前までバス約40分
※JR高岡駅より会場までの交通の便
福岡・石動方面行バス乗車約10分
「瑞穂町」下車、徒歩約5分
国吉・勝木原方面行バス乗車約10分
「高岡商業高校前」下車、徒歩約5分